

福岡医発第 3032 号 (地) 井
平成 28 年 2 月 18 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

福岡県内受診分の地方単独医療費助成事業に係る現物給付の取り扱いについて

豊前市・吉富町・上毛町・築上町で実施されている地方単独医療費助成事業に係る医療費の審査支払事務につきましては、現在、全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託されておりますが、平成 28 年 4 月診療分より、別紙のとおり被用者保険加入者分につきましては、社会保険診療報酬支払基金福岡支部へ変更する旨、通知がありました。

国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の審査支払業務につきましては、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託することです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知頂くとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い致します。

なお、詳細につきましては、下記までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

- ・ 豊前市役所 市民課 医療保険係 担当：竹川
TEL：0979-82-1111 (内線 1207)
- ・ 吉富町役場 健康福祉課 福祉係 担当：井上
TEL：0979-24-1123 (内線 136)
- ・ 上毛町役場 長寿福祉課 福祉医療係 担当：古城
TEL：0979-72-3111 (内線 168)
- ・ 築上町役場 住民課 保険係 担当：辻上
TEL：0930-56-0300 (内線 236)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

<公印省略>

27 豊市医第 190-2 号
27 吉健福第 723 号
27 上長福第 2083 号
27 築住第 012604 号

平成 28 年 2 月 12 日

福岡県医師会

会長 松田 峻一良 様

豊前市長 後藤 元秀
(市民課 医療保険係)

吉富町長 今富 壽一郎
(健康福祉課 福祉係)

上毛町長 坪根 秀介
(長寿福祉課 福祉医療係)

築上町長 新川 久三
(住民課 保険係)

福岡県内受診分の地方単独医療費助成事業に係る
現物給付の取り扱いについて(お願い)

平素より豊前市・吉富町・上毛町・築上町(以下、1市3町)の医療行政につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1市3町で実施している地方単独医療費助成事業に係る医療費の審査支払業務につきましては、現在全て福岡県国民健康保険団体連合会へ委託しておりますが、平成 28 年 4 月診療分から、被用者保険加入者分の審査支払業務については、社会保険診療報酬支払基金福岡支部へ業務委託するように変更となりました。なお、国民健康保険、国民健康保険組合、後期高齢者医療加入者分の審査支払業務については、引き続き福岡県国民健康保険団体連合会へ委託することとなりましたので、お知らせします。窓口対応や医療費の請求事務等で大変ご迷惑をお掛けすることと思いますが、引き続き1市3町の公費医療費助成制度の円滑な実施に向けて何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。合わせまして、貴医師会加入の医療機関への周知のほどよろしくお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

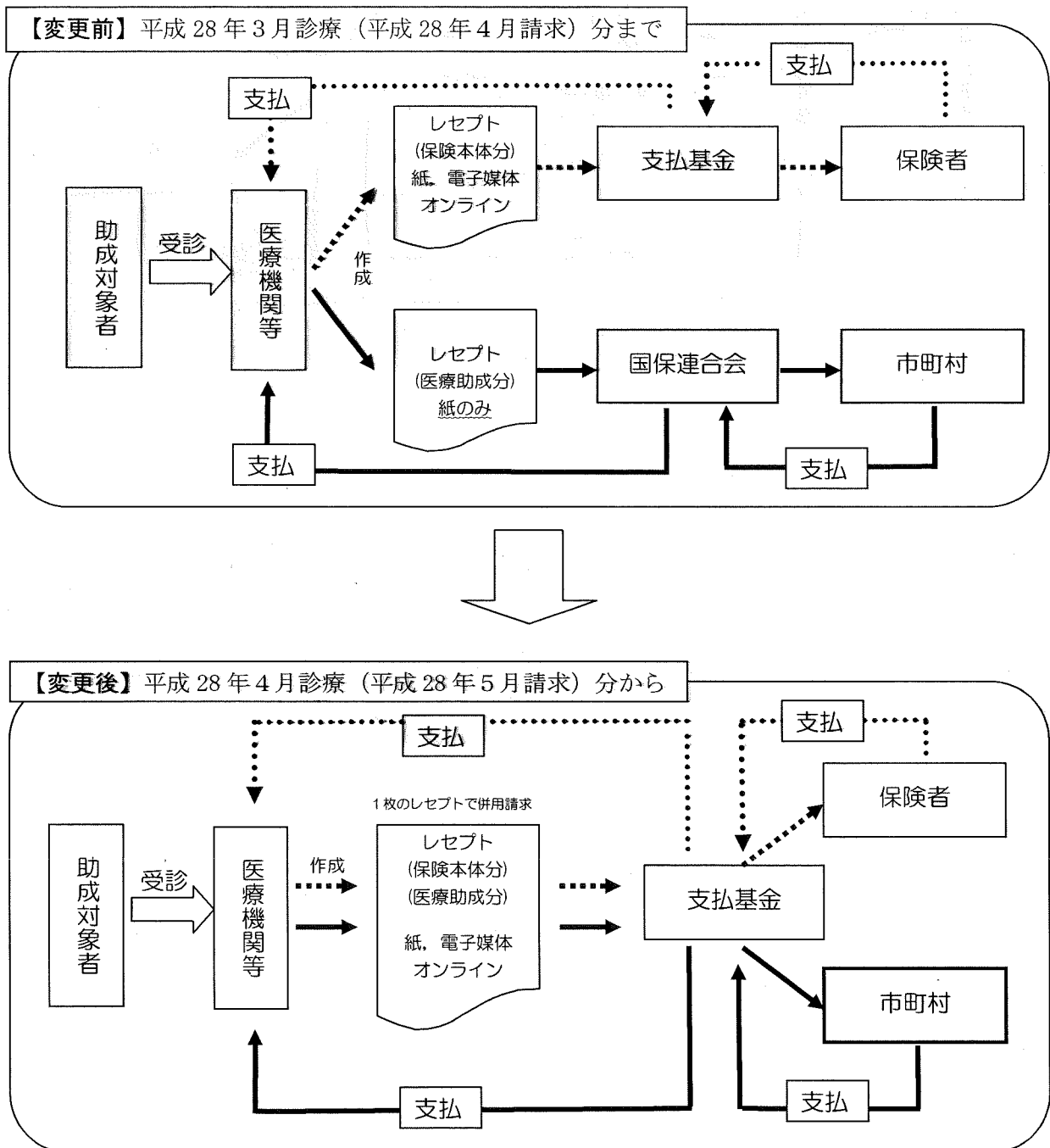
豊前市役所 市民課 医療保険係 竹川
TEL 0979-82-1111 (内線 1207)
吉富町役場 健康福祉課 福祉係 井上
TEL 0979-24-1123 (内線 136)
上毛町役場 長寿福祉課 福祉医療係 古城
TEL 0979-72-3111 (内線 168)
築上町役場 住民課 保険係 辻上
TEL 0930-56-0300 (内線 236)

福岡県内受診分の請求方法

(1) 被用者保険加入者分の請求方法

平成 28 年 4 月診療（平成 28 年 5 月）請求分から被用者保険加入者分の審査支払事務の委託先を社会保険診療報酬支払基金福岡支部（以下、「支払基金」という。）へ変更する。（下図参照）

●被用者保険加入者分の医療費助成に係るレセプトの流れ



公費医療費助成制度

名称	法別 番号	区 分	豊前市	上毛町	築上町	吉富町
乳幼児医療	81	本人負担	無料		無料 (※H28.4月より)	無料
こども医療	81	本人負担	入院 ……なし 入院外…800円/月(限度) ※入院外は1医療機関ごとに負担		入院 ……なし(※H28.4月より) 入院外 ……600円/月(限度) ※入院外は1医療機関ごとに負担	入院 ……500円/日(月10日限度) 入院外…800円/月(限度) ※入院・入院外とも1医療機関ごとに負担
重度障害者医療	80	本人負担	入院…【一 般】500円/日(月20日限度) 【低所得】300円/日(月20日限度) 入院外…500円/月(限度) ※入院・入院外とも1医療機関ごとに負担			入院…【一 般】500円/日(月10日限度) 【低所得】300円/日(月10日限度) 入院外…500円/月(限度) ※入院・入院外とも1医療機関ごとに負担
ひとり親家庭等医療	90	本人負担	入院 ……500円/日(月7日限度) 入院外 ……800円/月(限度) ※入院・入院外とも1医療機関ごとに負担			

※調剤はすべて無料

※乳幼児医療とは、小学校就学前の乳幼児(小学校に入学する年の3月31日まで)を指す。

※こども医療とは、小学生及び中学生(中学校を卒業する年の3月31日まで)を指す。